

# 税金の納付は 期限内に!!

皆さんから納付いただいている個人市民税などの税金は、子育てや福祉・医療などさまざまな施策の財源となっています。厳しい財政状況の中で、自主財源である市税収入を確保することが、よりよい行政サービスの実現につながりますので、税金の納期限内の納付に引き続きご協力をお願いいたします。



## 税金は市民生活を守るための貴重な財源です

皆さんから納付いただいている市税は、その方の所得や資産の状況に応じて課税され、公平に負担していただくものです。それは安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となり、皆さんの暮らし

の中に活かされています。

市税には税目ごとに納期限が定められていて、納期限の翌日から延滞金が増加されます。納期限が過ぎても納付がない方には、督促状や催告書を送付します。それでも納めていただけない場合は、法令に基づき財産を差し押さえ、換価(取り立て)して滞納市税に充当します(滞納処分)。

滞納処分には費用が掛かり、安全で快適なまちづくりのために使われるべき貴重な財源から支出されます。市税を有効に使うためにも納期

限内の納付をお願いします。

## 令和2年度の差し押さえ件数

種類	件数
預貯金	617件
給与	436件
生命保険	410件
還付金	12件
その他	74件
不動産	34件
合計	1583件

## 納税が難しい場合は 早めにご相談を

納期限内の納税が困難な場合は、

## 10~12月は滞納整理強化期間

税負担の公平性と税収入を確保するため、県と県内市町村では、10月から12月を滞納整理強化期間と位置付け、「ストップ!滞納」を合言葉に収納対策を進めます。



早めにご相談ください。災害や盗難に遭った場合、生計を一つにする親族が病気・負傷した場合、事業における著しい損失が出た場合、事業の休廃止をした場合など、やむを得ないと認められる事情がある場合は、分割納付や納税の猶予などの制度を利用できる場合もあります。

\*分割納付中であっても、督促状や催告書を送付する場合や、預貯金、勤務先からの給与、取引先への売掛金、年金等の財産調査を実施する場合があります。ご了承ください。

相談窓口：収税課(本庁舎2階)

## 電話による未納のお知らせと納付のお願い

税負担の公平性と税収入を確保するため、納期限を過ぎても納付が確認できない方へ、市職員による電話催告を次の3つの収税課直通電話番号で行っています。

- ☎224-5691
- ☎224-5837
- ☎224-6249

また、今後は自動音声による電話催告の導入も予定しています。詳しくは決定次第、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。

\* 納付後に行き違いで電話が掛かる場合があります。ご了承ください。

\* この電話で金融機関の口座を聞いたり、ATMの操作を求めたりすることはありません。

## 簡単・便利な納付方法



市の税金は、金融機関や市役所・市民センターの窓口、コンビニエンスストアで納付できるほか、簡単・便利な納付方法があります。

### ● 口座振替

一度登録すれば、登録口座から自

動で引き落としされます。窓口に行く手間がなくなり、うっかり納期限を過ぎてしまい延滞金が発生する心配もなく、便利で確実です。



登録方法：納税通知書に添付されている口座振替依頼書(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、届け出印を押印の上、郵送または直接収税課(本

庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所・指定の取扱金融機関の窓口(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所収税課)

### ■ スマートフォンアプリ決済

専用のアプリをインストールし、アプリで納付書のバーコードを読み取ることで、外出せずに税金を支払うことができます。手数料は無料ですが、領収書の発行は行いません。

\* 納付後すぐに納税証明書や領収書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口にて納付書をお支払いください。

● PayPay、LINE Pay、FamiPay 請求書支払い…

事前にチャージしたアプリ上の残高を利用して納付

● 楽天銀行コンビニ支払サービス：事前に楽天銀行の口座に入金した残高を利用して納付

● PayB：アプリで登録した金融機関口座から即時に引き落としして納付

## 土曜日に納税相談を受け付けています



10月以降の土曜納税相談日は12月11日(土)・来年3月12日(土)です。平日に来庁することが難しい方は、ご利用ください。

会場：収税課(本庁舎2階)

時間：午前9時～正午(受け付けは午前11時30分まで)

入り口は本庁舎西側地下1階休日・夜間入り口です。課税についての問い合わせや、国民健康保険の加入・脱退の手続きはできません。



\* 電話相談も受け付けています。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、電話相談をお勧めします。

## 今後の納期限はこちら！

税目	納期限	10月	11月	来年1月		2月
			1日(月)	30日(火)	4日(火)	31日(月)
市県民税			3期			4期
固定資産税				3期		4期
国民健康保険税			4期	5期	6期	7期
						8期

\* 後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期限は、4期＝11月1日(月)、5期＝11月30日(火)、6期＝来年1月4日(火)、7期＝1月31日(月)、8期＝2月28日(月)です。詳しくは、後期高齢者医療保険料＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318、介護保険料＝介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384にお尋ねください。